

やさしさマーク〔福祉環境整備に関する標示板〕 交付のためのチェック項目

(第1面)

【1 敷地内の通路】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考	
不特定多数の者等が利用するもの	1 表面を滑りにくく、平たんにすること。	有・無			
	2 排水溝のふたをつえ等が落ち込まないものとする。	有・無			
	3 段がある部分は、【4 階段（不特定多数の者等が利用するもの）】に準ずる構造とすること。	有・無			
	4 傾斜路の構造	イ 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。			有・無
		ロ 手すりの設置の有無（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合）			有・無
ハ 色等により存在を容易に識別できるようにすること。		有・無			
ニ 両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。	有・無				
利用凹滑化経路・便所までの経路	1 有効幅員：1.4m以上	最小有効幅員（ m）			
	2 段の有無	有・無			
	段がある場合	イ 傾斜路の併設の有無			有・無
		ロ 昇降機の併設の有無			有・無
	3 傾斜路の構造	イ 有効幅員 段に代わるもの：1.4m以上 段に併設するもの：90cm以上			最小有効幅員（ cm）
		ロ 傾斜路の勾配：1/15以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下）			最大勾配（ 1 / ）
		ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場の設置の有無（勾配が1/20を超える場合）			有・無
		ニ 傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：1.5m以上			最小長さ（ m）
	4 戸の構造	イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。			有・無
		ロ 前後の高低差の有無			有・無

【2 廊下等】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考	
不特定多数の者等が利用するもの	1 表面を滑りにくく、平たんにすること。	有・無			
	2 排水溝のふたをつえ等が落ち込まないものとする。	有・無			
	3 段がある部分は、【4 階段（不特定多数の者等が利用するもの）】に準ずる構造とすること。	有・無			
	4 傾斜路の構造	イ 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。			有・無
		ロ 手すりの設置の有無（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える場合）			有・無
ハ 色等により存在を容易に識別できるようにすること。		有・無			
ニ 両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。		有・無			

(第2面)

利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路 ・便所までの経路・地下街の通路	1 有効幅員：1.4m以上		最小有効幅員 (m)	
	2 段の有無		有・無	
	段がある 場合	イ 傾斜路の併設の有無	有・無	
		ロ 昇降機の併設の有無	有・無	
	3 傾斜 路の構 造	イ 有効幅員 段に代わるもの：1.4m以上 段に併設するもの：90cm以上	最小有効幅員 (cm)	
		ロ 傾斜路の勾配：1/12以下（高さ 16cm以下の場合は、勾配1/8以下）	最大勾配 (1 /)	
		ハ 高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 1.5m以上の踊場の設置の有無	有・無	
		ニ 傾斜路の始点及び終点の水平 な部分の長さ：1.5m以上	最小長さ (m)	
	4 戸の 構造	イ 高齢者、障害者等が容易に開閉 して通過できる構造とすること。	有・無	
		ロ 前後の高低差の有無	有・無	

【3 出入口（利用円滑化経路を構成するもの・地下街のもの）】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
1 有効幅員	イ 直接地上へ通ずる出入口：90cm 以上	最小有効幅員 (cm)		
	ロ その他の出入口：80cm 以上	最小有効幅員 (cm)		
2 段の有無		有・無		
3 戸の構造	イ 高齢者、障害者等が容易に開閉し て通過できる構造とすること。	有・無		
	ロ 前後の高低差の有無	有・無		

【4 階段（不特定多数の者等が利用するもの）】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
1 回り階段の有無		有・無		
2 手すりの設置の有無		有・無		
3 段鼻を滑りにくくすること。		有・無		
4 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。		有・無		
5 色等により容易に識別できるようにすること。		有・無		
6 段鼻をつまづきにくい構造とすること。		有・無		

【5 エレベーター（利用円滑化経路を構成するもの）】複数階ある建築物の場合は必須

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
エレベーターの設置の有無		有・無		
エレベーターがある 場合	1 かごの奥行き：1.35m以上	有効幅員 (m)		
	2 出入口の有効幅員：80cm 以上	有効幅員 (cm)		
	3 利用居室等、車いす使用者用便房及び車いす使 用者用駐車施設のある階並びに地上階に停止す ること。		有・無	
	4 乗降ロビー	イ 高低差の有無	有・無	
		ロ 幅・奥行き：1.5m以上	有効幅員 (m)	
5 車いす使用者の利用に配慮した操作ボタン等 の設置の有無		有・無		

(第3面)

エレベーターがある場合	6	停止予定階及び現在位置の表示装置の設置の有無	有・無			
	7	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置の有無	有・無			
	8	不特定多数の者の利用の有無	有・無			
	利用がある場合	イ	かごの幅：1.4m以上	(m)		
		ロ	かごを車いすの転回に支障のない構造とすること。	有・無		
	9	不特定多数の者又は視覚障害者の利用の有無	有・無			
	利用がある場合	イ	到着階と戸の閉鎖を音声により知らせる装置の有無	有・無		
		ロ	操作ボタン等を点字等視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	有・無		
		ハ	かごの昇降方向を音声により知らせる装置の有無	有・無		

【6 便所（不特定多数の者等が利用するもの）】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
1	段の有無	有・無		
段がある場合	傾斜路の有無	有・無		
	傾斜路がある場合	イ	傾斜路の勾配：1/12以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下）	最大勾配 (1 /)
		ロ	表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	有・無
2	床の表面を滑りにくくすること。	有・無		
3	各便所の1以上の便所の構造	イ	洋式便器の設置の有無	有・無
		ロ	手すりの設置の有無	有・無
4	出入口に近い小便器の周囲に手すりを設置し、床置き等とすること。	有・無		
5	附帯設備の設置	イ	乳幼児用いす等の設置の有無	有・無
		ロ	乳幼児用ベッド等の設置の有無	有・無
		ハ	オストメイト対応設備の設置の有無	有・無

【7 車いす使用者用便房】 必須

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
車いす使用者用便房の有無		有・無		
車いす使用者用便房がある場合	イ	便房のある便所の出入口の有効幅員：80cm以上	有効幅員 (cm)	
	ロ 便房の構造	(1)	便房の出入口の有効幅員：80cm以上	有効幅員 (cm)
		(2)	レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台の設置の有無	有・無
		(3)	洋式便器の設置の有無	有・無
		(4)	手すりの設置の有無	有・無
		(5)	車いす使用者等が円滑に利用できる十分な空間の有無	有・無

【8 興行場等の客席】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
1	車いす使用者が利用できる客席の部分	イ	数	(席)
		ロ	出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に設けること。	有・無
		ハ	床を水平とし、その表面を滑りにくく、平たんにすること。	有・無

(第4面)

2 車いす使用者が利用できる通路	イ 有効幅員：90cm以上		有効幅員 (cm)		
	ロ 段の有無		有・無		
	段がある場合	傾斜路の有無		有・無	
		傾斜路がある場合	(1) 傾斜路の勾配：1/12以下 (高さ16cm以下の場合、勾配1/8以下)	最大勾配 (1 /)	
			(2) 傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：1.5m以上	最小長さ (m)	
ハ 表面を滑りにくく、平たんにすること。		有・無			

【9 車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者が通行できる通路】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
1 車いす使用者用駐車施設	イ 数	(台)		
	ロ 利用円滑化経路等の長さが短くなる位置に設けること。	有・無		
	ハ 駐車場が建築物である場合、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設けること。	有・無		
	ニ 有効幅員：3.5m以上	最小有効幅員 (m)		
	ホ 地面又は床を水平とし、滑りにくく、平たんにすること。	有・無		
2 主要な出入口までの経路を構成する通路を利用円滑化経路と同等の構造とすること。	有・無			

【10 案内表示】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
1 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する部分への点状ブロック等の敷設	イ 廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分	有・無		
	ロ 傾斜路の傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分	有・無		
	ハ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分	有・無		
2 視覚障害者利用円滑化経路への線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備等の設置の有無	有・無			
3 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路への点状ブロック等の敷設	イ 車路に近接する部分	有・無		
	ロ 段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分	有・無		
4 その他の案内表示	イ 乳幼児用いす等、乳幼児用ベッド等又はオストメイト対応設備が設けられている旨を表示した標識の掲示の有無	有・無		
	ロ 車いす使用者用便房が設けられている旨を表示した標識の掲示の有無	有・無		
	ハ 車いす使用者用駐車施設の表示の有無	有・無		
	ニ 情報提供のための案内設備の案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等についての配慮	有・無		

【11 その他】

整備基準		整備の状況	基準に適合しない場合の措置	※備考
1 利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合には、当該駐車場を地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設けること。		有・無		
2 車いす使用者用浴室等	イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、かつ、十分な空間を確保すること。	有・無		
	ロ 床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	有・無		
	ハ 出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面の段の有無	有・無		
	ニ 出入口	(1) 有効幅員：80cm以上	有効幅員 (cm)	
		(2) 戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	有・無	
		(3) 前後の高低差の有無	有・無	
3 車いす使用者用客室	イ 数	(室)		
	ロ 出入口	(1) 有効幅員：80cm以上	有効幅員 (cm)	
		(2) 戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	有・無	
		(3) 前後の高低差の有無	有・無	
	ハ 便所	(1) 規則第21条第2項に定める構造の便所を設けること。	有・無	
		(2) 便所の出入口の有効幅員：80cm以上	有効幅員 (cm)	
		(3) 戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	有・無	
(4) 前後の高低差の有無		有・無		
ニ 浴室等を規則第27条に定める構造とすること。	有・無			
4 カウンター等を設置する場合の高齢者、障害者等への配慮		有・無		

【12 努力義務】

規則第31条の特定施設の新築等をしようとする者の努力義務について措置したものを記入してください。

--

- (注意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2 整備の状況欄は、「有・無」のうち該当するものに○を付けるとともに、数字を記入してください。
3 基準に適合しない場合には、「基準に適合しない場合の措置」欄に措置の状況を記入してください。
4 ※のある欄は、記入しないでください。
5 1欄、2欄、4欄及び6欄の「不特定多数の者等が利用する」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用することをいいます。ただし、県規則第3条第1号イに掲げる用途に供する特定施設又は同条第2号に掲げる特定施設の場合は、多数の者が利用することをいいます。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。